

令和7年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
とんだばやし未来 代表質問 辰巳 真司 議員	1. 市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】（素案）について (1) パブリックコメントや説明会での意見について (2) 庁内PTの設置状況や推進体制、今後の見通しについて (3) こどもたちのために何ができるのかを考える ①通園バスの弾力的運用など、こどもたちに寄り添う施策展開を (4) 市立幼稚園・の跡地の活用方針について	資料1/ 教育指導室
	2. 学校備品の維持管理に関する責任の所在と適正なPTA会費の使用について (1) 学校に設置されているカーテンのクリーニングにかかる費用の賄い方について (2) 学校備品の維持管理とPTA会費との関係性についての見解と、是正が必要かどうかの認識について (3) カーテンクリーニング以外の学校備品の維持管理に関してPTA会費で賄われているケースの有無について (4) 学校施設・備品の維持管理に関する責任の所在について市教育委員会の見解を求めるとともに、それに関するPTA会費の使用についてのルール作りについて	資料2/ 教育総務課 教育指導室
自民・笑顔の会 代表質問 今城 克久 議員	3. 中学校の修学旅行について (1) 中学校の修学旅行の目的について (2) 8校の直近3年の修学旅行先と宿泊先について (3) 宿泊先に民泊とあるが、民泊を実施する目的について (4) 修学旅行先や宿泊先の選定方法について、誰が、どのようにして決めているのかについて (5) 近年の物価高騰やインバウンドの増加などで旅費や宿泊費も高騰していると思われるが、家庭の費用負担の推移について (6) 平和教育などが修学旅行の目的になっていますが、修学旅行から帰ってきてどのような学習がなされているのか、目的達成の検証はどのようにされているのかについて (7) 生徒や保護者の意見や要望は、どのように反映されているのかについて (8) 保護者から民泊時の災害発生に対する危機管理に対して不安視される声を聞きますが、民泊時の危機管理マニュアル等の作成がなされているのかについて (9) 近年SNS経由での若者の犯罪被害も多く報告されていますが、修学旅行時のスマート利用について	資料3/ 教育指導室
	6. カーボンニュートラル実現に向けて～2030年の政府実行計画の実現について～ (2) 小中学校体育館のエアコン設備について ①小学校体育館のエアコン設備における設計業務の進捗状況や今後の方向性について ②中学校体育館のエアコン設備における設計業務の進捗状況や今後の方向性について	資料4/ 教育総務課

報告第20号

令和7年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
大阪維新の会 代表質問 寺内 裕介 議員	3. 国の動向に応じた中学校給食無償化の拡大について。 ※本年2月25日、自民・公明・維新の3党は国会において、給食の無償化について、2026年度にまずは小学校から開始し、中学校でもできる限り速やかに始めることで合意した。例えば、仮に小学校給食が無償化となり、さらに来年度も国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のように学校給食に充当することができる交付金があった場合、本市は現在の中学校給食1人あたり年間20食分の無償化を拡大すべきではないかと考えるが、本市の見解を聞く。	資料5/ 学校給食課
公明党 代表質問 遠藤 智子 議員	4. 本市立小中学校における英語教育の推進について (1) 本市の英語教育について、現在、どのようなことに取り組んでいるのか (2) 今後の本市の英語教育の方向性についてどのように考えているのか (3) オンライン英会話を活用して個別に英会話力を育むサービスについて	資料6/ 教育指導室
	5. 足靴育（あしくついく）を学校教育に位置付けるために (1) 身体測定時の足計測導入を求めて ①現在の本市の小・中学校で実施している身体測定の項目と方法について伺う ②大阪市立大江小学校で行っている足靴育の取り組みについて	資料7/ 教育指導室
個人質問 坂口 真紀 議員	2. 認定こども園化計画について (1) 認定こども園の運営等の制度設計の進捗と公表スケジュールについて (2) ハード整備における運営方針との連動と整備計画のプロセスについて (3) 保育園のこども園化の判断理由と工事期間中の安全対策について	資料8/ 教育指導室
個人質問 山本 剛史 議員	2. 市立幼稚園保育園の今後のあり方について (1) 市立幼稚園については、10人ルールを最後までクリアした園については、10人を下回っても、一園は残すことを求めますが、見解をお聞きします。 また、市立保育園については、全ての園をこども園化の方針が示されているが、保育園についても一園を残すことを求めますが、見解をお聞きします。	資料9/ 教育指導室
個人質問 寺尾 千秋 議員	1. 市民がスポーツを親しみ楽しめる環境整備について (1) 今年3月議会で市長が「施政方針」でも述べられた「スポーツ推進計画」の策定について進捗状況を聞く。 (2) 市民総合体育館のエアコン設置の進捗状況も聞く。 (3) バスケットコートとスケボーパークの設置要望を市民から聞いているが、市のスポーツ施設の稼働率を踏まえ、施設の設置に向けた市の見解を聞く。	資料10/ 生涯学習課
	4. 認定こども園計画について (1) 公立幼稚園・公立保育所の職員について ①現在の公立幼稚園と公立保育所の正規職員とそれ以外の職員で保育教諭の割合をそれぞれについて聞く。	資料11/ 教育指導室

令和7年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	<p>②の計画によって、給与体系や労働時間が大きく変わる為、労使合意が必要と考えますが、市の見解を聞く。</p> <p>(2) 市立保育園6園をすべて認定こども園化することについて</p> <p>①保護者と市民への説明会やワーキングチーム等で出された意見を踏まえ、現時点での課題や問題点をお聞かせください。また、幼児教育保育を構築するうえで、しっかりととした実践や検討をしていくためには一定の期間が必要だと考えますが、市の見解を聞く。</p> <p>②公立保育園は児童福祉法第24条一項「保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない」という公的な保育の責任が市にあることが明記されています。6園で3歳児クラスから5歳児クラス各10人ずつ計180人の保育の定員を縮小することは、公的保育の縮小につながり、「こどもまんなか社会」とはかけ離れた計画で、許されないと考えますが、市の見解を聞く。</p> <p>(3) これまでの経過から、何を教訓にし、改善して進めていくのか</p> <p>①以前の取り組みで、市民の理解が得られませんでしたが、今回の進め方について、短期間で市の計画を市民に周知し理解を得られるとは思えません。市の見解を聞く。</p> <p>②個別再配置計画と、認定こども園計画とで市民の要望はどのような変化があると受け止めているのかお聞かせください。また、その意見を市の計画に反映する考えはあるのか聞く。</p>	
個人質問 伊東 寛光 議員	<p>3. 市立保育所の認定こども園化における需要予測について。</p> <p>(1) 現在の0歳児や市立幼稚園の在園児の保護者等へのアンケートによる需要の把握等を行わず、全ての市立保育所を認定こども園化する方針を示したが、市立認定こども園化後の在園児数について、市はどのような予測を立てているのか。また、その根拠についても示されたい。</p> <p>(2) アンケートによってニーズを把握するとともに、人口動態等を加味するなど客観的な根拠のもと、認定こども園化する市立保育所を選定する方が、整備費用を抑えられ、適正な配置によって市民の納得感を得られるとともに、持続可能性も高まると考えるが、市の見解を求める。</p> <p>(3) このまま市立保育所全園を認定こども園化した場合、利用者が少なく空き枠が生じる園が出る可能性がある一方、希望者が集中する園では抽選や利用調整が必要になる可能性がある。結果的に「不公平だ」という市民の不満を招くことになりかねないと考えるが、このようなリスクをどのように回避するつもりなのか、市の見解を求める。</p> <p>(4) 現在の0歳児や市立幼稚園の在園児の保護者等へのアンケートによる需要の把握の実施を改めて求めるが、市の見解を求める。</p>	資料12/ 教育指導室
	<p>4. 公共施設の統廃合について。</p> <p>(3) 市立幼稚園、並びに市立認定こども園の統廃合について。</p> <p>①市立幼稚園については、いわゆる10人ルールを基本としつつ、先が見えている面もあるため、1年ごとに「無くなるのか、存続するのか」不安定な立場に立たせるのではなく、積極的な統廃合の方向に舵を切ってはどうか。</p> <p>②市立認定こども園は、どのような状況になれば6園から4園への統廃合を検討するのか、基準を示されたい。</p>	資料13/ 教育指導室

令和7年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	③仮称「富田林市教育・保育施設中長期ビジョン」の策定を改めて求めるが、市の見解を示されたい。	
個人質問 西川 宏 議員	<p>1. 富田林市立幼稚園・保育所あり方基本方針【認定こども園化計画】（素案）について</p> <p>(1) 富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】（素案）の概要を聞く（特に6.幼児教育・保育内容の充実等についてと、7.認定こども園化の流れについて）</p> <p>(2) 大阪府全体及び近隣市（河内長野市、大阪狭山市、羽曳野市）の市立幼稚園の現状について</p> <p>(3) 認定こども園のタイプ（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）についての概要と、本市の今後の方針を聞く</p> <p>(4) 前回（令和5年5月）の富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【個別施設再配置計画】と今回（令和7年8月）の【認定こども園化計画】における説明会の参加人数及び開催状況について</p> <p>(5) 説明会での市民の意見や反応について、前回と今回で大きな違いはあったのか、また、今回頂いた意見を市ウェブサイト等で公開し、広く周知してはどうかと考えるが、市の見解を聞く</p> <p>(6) 保育所や幼稚園で勤務する職員の意見も重要であると考えるが、職員向け説明会は開催しているのか。職員の意見をどのように集約し反映するのか</p> <p>(7) こども園化計画の策定時期及び今後の流れについて確認する</p>	資料14/ 教育指導室

資料 1

1. 市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)について

- (1) パブリックコメントや説明会での意見について
- (2) 庁内 P T の設置状況や推進体制、今後の見通しについて
- (3) こどもたちのために何ができるのかを考える
 - ①通園バスの弾力的運用など、こどもたちに寄り添う施策展開を
- (4) 市立幼稚園の跡地の活用方針について

【答弁】

ご質問の 1. 市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)についての (1) から (4) について、順次、お答えします。

まず (1) について、お答えします。

富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】につきましては、まず、令和 7 年 5 月に骨子案を作成し、6 月 16 日から 7 月 14 日にかけて、すべての市立幼稚園と市立保育所において保護者説明会を開催しました。

主なご意見としましては、「令和 10 年 4 月に 3 歳新入園児の募集が停止となつた園の 4・5 歳児は通っている幼稚園で卒園できるのか」、「保育所と幼稚園では保育教育内容に違いがあると感じているが、今後どのように合わせていくのか」、「定員以上の申し込みがあれば入園できないこともあるのか」、「施設・設備の改善の具体的な内容は」などがございました。いただいたご意見等を踏まえ、令和 7 年 7 月下旬に認定こども園化計画(素案)を作成しました。

素案につきましては、8 月 1 日から 9 月 5 日の期間において、パブリックコメントを実施し、広く市民等にご意見を伺うとともに、8 月 6 日には金剛連絡所、8 月 11 日には市役所庁議室において、市民向けの説明会を開催しました。

主なご意見としましては、「現在の市立保育所の 2・3 号児の定員が減少することで「市立が良い」と希望する方が入園できない可能性が高くなるのでは」、「市

立認定こども園に移行した際の午睡について、2号認定児が寝ている間、1号認定児は遊んでいるのか、「職員の勤務体制等について、職員の気持ちを聞き取りながら時間をかけて作り上げてほしい」、「幼児教育・保育の充実のページにあるインクルーシブな教育・保育の推進、小学校教育への円滑な接続、乳幼児にあつた食事の提供は歓迎できる内容なので今後もしっかり取組んでいただきたい」などがございました。

次に（2）について、お答えします。

本市では、令和10年4月の市立保育所6園の認定こども園化に向けて、課題の整理とその対応を早急に進める必要があることから、「教育保育」「施設整備」「総務」の3分野に分類し、市役所内での横断的な担当制を構築しました。この体制のもと効果的・効率的に検討を進めるため、7月22日付けで幼保のあり方検討プロジェクト員を5人から増員し、現在総勢22名の体制で検討を進めています。3つの分野を各部会とし、各部会間の連携を密に行いながら、令和10年4月の開園を目指し、着実に準備を進めてまいります。

今後の見通しとしまして、市立認定こども園の教育・保育内容につきましては、保護者が子どもの通園先を選択するタイミングを考慮し、令和9年度当初にはお知らせできるように、また、施設整備については、令和10年4月の開園を目指し、遅くとも令和9年度中に工事を終えるため、令和8年度末までに設計を完了させるスケジュール感で検討を進めています。

次に（3）について、お答えします。

市立認定こども園化に向けて、こどもたちのために何ができるのかを考えることは、非常に重要な視点と認識しております。現在、教育保育部会では、幼稚園・保育所で勤務する職員からの意見は重要であることから、7月には「認定こども園化に向けて検討が必要な事項」をテーマに広く意見を募集するなど、こどもたちと直接かかわる職員の声をしっかりと聴きながら、こどもたちのために、より良い運営体制の構築を目指しています。なお、素案では、通園バスの運行につい

て、一定の方針としてお示ししていますが、骨子案・素案説明会において、距離の長さや運行ルートなど様々なご意見をいただいていることから、弾力的運用など、こどもたちに寄り添う運行基準や運用方法を検討してまいります。

また、市立幼稚園では、こどもたちの興味関心に、より広がりが生まれるようなビオトープ等の園庭をはじめとする園全体の環境構成に力をそいでまいりました。さらに多様な背景のあるこどもが入園できるよう、一人ひとりのこどもの違いを受け止め寄り添った支援を充実してまいりました。議員ご指摘のように、市立幼稚園がこれまで培ってきた理念や取り組みについては継続できるよう、こどもたちに寄り添った議論をすすめる必要があると考えております。

最後に（4）について、お答えいたします。

市立幼稚園としての役割は終えますので、基本的には廃止となります、既存施設を活かして、新たな役割を持たせるかどうかなどその後の活用方針については、行政ニーズや、地域の声、財政面など様々な観点から充分に検討する必要がありますことから、それぞれの状況を考慮し、慎重に進めてまいります。

資料 2

2. 学校備品の維持管理に関する責任の所在と適正な P T A会費の使用について
- (1) 学校に設置されているカーテンのクリーニングにかかる費用の賄い方にについて
 - (2) 学校備品の維持管理と P T A会費との関係性についての見解と、是正が必要かどうかの認識について
 - (3) カーテンクリーニング以外の学校備品の維持管理に関して P T A会費で賄われているケースの有無について
 - (4) 学校施設・備品の維持管理に関する責任の所在について市教育委員会の見解を求めるとともに、それに関する P T A会費の使用についてのルール作りについて

【答弁】

それでは、2. 学校備品の維持管理に関する責任の所在と適正な P T A会費の使用についての（1）から（4）について順次お答えいたします。

まず、（1）についてお答えします。

学校において行われる様々な教育活動の基盤となる経費には、公費のほか、私費として、P T A会費などの団体会計などの学校徴収金があり、これらの経費は学校が教育目標を達成するために活用しております。

学校に設置されているカーテンにつきまして、従前は P T A活動の一貫として保護者や教職員が洗濯等を行っているケースが多くありました。その後、時期については学校によって様々ですが、洗濯等の負担が大きいことなどの理由から活動の見直しを図る中で、P T Aと学校が協議し、コインランドリーを使用したり、クリーニング業者に依頼したりするようになり、結果として、その費用について P T A会費で賄うようになった経緯があると把握しております。

続きまして（2）についてお答えします。

学校備品の維持管理やカーテンのクリーニングは公費で賄われるべきであると

認識しております。その点も含め、今後は必要な予算について正確に把握し、適切な予算要望に努めてまいります。

続きまして（3）についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、PTA会費は組織の運営に必要な費用やPTA活動に充てられるお金にも関わらず、学校への配当予算がなく、カーテンのクリーニング代のほか、掃除機、掛け時計などの備品購入費用に使われているケースもあると聞き及んではおりますが、件数までは把握しておりません。

最後に（4）についてお答えします。

過去にもこのような事例があったことを受け、令和5年度からは学校予算を増額するとともに、公費・私費で購入する区分例示表を作成し、学校に提示するなどして改善を図ってまいりましたが、今なお保護者の方からのご指摘がございますことから、改めて各学校に対して次年度の予算要望の際には、公費あるいは私費で購入するべきものを十分に精査するよう指導・助言したうえで、適切な予算確保となるよう努めるとともに、PTA会費の適切な使い方マニュアル作りについても研究してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

資料 3

3. 中学校の修学旅行について

- (1) 中学校の修学旅行の目的について
- (2) 8校の直近3年の修学旅行先と宿泊先について
- (3) 宿泊先に民泊とあるが、民泊を実施する目的について
- (4) 修学旅行先や宿泊先の選定方法について、誰が、どのようにして決めているのかについて
- (5) 近年の物価高騰やインバウンドの増加などで旅費や宿泊費も高騰していると思われるが、家庭の費用負担の推移について
- (6) 平和教育などが修学旅行の目的になっていますが、修学旅行から帰ってきてどのような学習がなされているのか、目的達成の検証はどのようにされているのかについて
- (7) 生徒や保護者の意見や要望は、どのように反映されているのかについて
- (8) 保護者から民泊時の災害発生に対する危機管理に対して不安視される声を聞きますが、民泊時の危機管理マニュアル等の作成がなされているのかについて
- (9) 近年SNS経由での若者の犯罪被害も多く報告されていますが、修学旅行時のスマートフォン利用について

【答弁】

3. 中学校の修学旅行についての(1)から(9)について、順次お答えします。

まず、(1)についてお答えいたします。

修学旅行は、学習指導要領に定められた特別活動の学校行事に旅行・集団宿泊的行事として位置づけられております。本市では、義務教育の最終学年において、生徒が寝食も含めた生活の場を通して、3年間の学校生活における探求的活動や互いを認め合い協力し合う活動の集大成の場として実施しております。また、平

和教育の一環として、長崎、沖縄、広島などを訪問し、3年間を通して学んできた平和学習の内容を深めることや現地の方のお話を伺い、生徒一人一人が平和について、主体的に考える機会とすることも目的としている学校もあります。

次に（2）についてお答えいたします。

本市における直近3年間の修学旅行先は、沖縄、長崎、広島、長野、岐阜となっております。学校や行程によって宿泊先は様々ですが、ホテルや民泊等があります。

次に（3）についてお答えいたします。

修学旅行の民泊実施については、本市立中学校では、1泊目はホテル宿泊を行い、2泊目に農山漁村地域等で実施しており、一般民家において、その地域の暮らしや習慣に触ることができ、生徒にとって、従来のホテル宿泊とは異なる貴重な学びの場となっております。

次に（4）についてお答えいたします。

修学旅行先や内容については、教育活動の一環として実施することから、各学校が教育目標を達成するための行事として計画しております。選定のスケジュールについては、宿泊施設や交通機関利用の団体予約が2年前から始まるところから、当該学年の1年生夏季休業中に、校長を中心とする教職員で構成されている修学旅行（行事）検討委員会において、複数の旅行代理店からの提案をもとに、行き先や宿泊先などについて検討し決定しております。

次に（5）についてお答えいたします。

修学旅行費については、可能な限り就学援助の範囲内で実施できるように、各学校で行き先も含めて、検討されております。しかしながら、議員ご指摘の通り、昨今の物価上昇などにより、宿泊施設料やバス料金が高騰しており、就学援助の範囲内に収まらない場合もございます。修学旅行の実施にあたっては、教育効果を損なうことなく、すべての児童生徒が参加できる修学旅行の実現に向けて取り組んでまいります。

次に（6）についてお答えいたします。

修学旅行後の学習につきましては、個人での振り返りや、グループで作成した壁新聞など、学年やクラスで発表する場を設定し、まとめ学習としております。さらに全校集会や平和登校日などの場を活用し、校区の小学校や1、2年生に対して平和学習についての発表を実施し、学校全体での平和意識の共有を図っている学校もあり、これらの内容を振り返ることで検証を行っております。

次に（7）についてお答えいたします。

修学旅行の行き先決定にあたりましては、各学校では、教育的意義や教育的効果と安全性を最優先とし、生徒や保護者の皆様から寄せられるご意見・ご要望もふまえながら、総合的に判断を行っております。

次に（8）についてお答えいたします。

修学旅行期間中は、現地に引率責任者である校長を中心とした本部機能を持つ組織を置き、教職員が24時間体制で緊急事態に対応できる体制をとっております。民泊体験時においては、生徒が3～4名程度のグループで複数の民家に分散して宿泊することから、民泊利用時の安全管理マニュアルを旅行会社と民泊施設を統括する地域コーディネーターが整備し、学校も含めた三者で生徒の安全を確保しております。また、教員が民泊施設への巡回を行い、生徒の様子の確認もしております。

次に（9）についてお答えいたします。

修学旅行は学校教育活動の一環であり、現地での学びや集団での活動の経験を深めることが重要と認識しております。本市立中学校においては、日常と異なる環境での経験を重視すること、スマートフォンを所持していない生徒がいること、紛失やSNSトラブルなどのリスクを回避する観点から、スマートフォンの持ち込みを原則として認めない運用をしております。

資料 4

6. カーボンニュートラル実現に向けて～2030年の政府実行計画の実現に
関して～

（2）小中学校体育館のエアコン整備について

① 小学校体育館のエアコン設備における設計業務の進捗状況や今後の方向性
について

② 中学校体育館のエアコン設備における設計業務の進捗状況や今後の方向性
について

【答弁】

続きまして、6. カーボンニュートラル実現に向けての（2）の①②につきましては関連しますので一括してお答えいたします。

子どもたちが安全で快適な学校生活をおくり、集中して学習できる環境を整備することを目的に、現在は市立小中学校の体育館へ空調設備を設置するための設計業務委託を小学校は8校ずつ2本に分け、中学校は8校1本の計3本を発注し、3本とも受注され契約を締結しております。

現在の進捗状況としましては、中学校が先行して進んでおり、基本設計を発注する際の仕様書に記載しております空調設備の選定にあたって、電気式・ガス式・ハイブリット型等の熱源及びスポット型・ビル用マルチ・パッケージ型・輻射熱パネル型・ハイブリット型等の空調方式の各メリット、デメリットやガス設備及びキュービクル設備の全面改修・増設・改造などのイニシャルコスト及び導入後15年間のランニングコスト等の総合的な比較が終わり、検討書が提出されましたので、その内容を精査している状況です。

また、小学校の2本につきましては、受注業者との初回打合せが完了した状況です。

今後の予定につきましては、提出された検討書をもとに、学習環境面や整備費用、整備後の維持管理費用などの財源の確保、災害発生時の避難所としての機能強化の

観点について関係部署が連携しながら検討し、効率的なエネルギー運用を基本に、最終ど的方式の空調設備を採用するのかを総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

資料 5

3. 国の動向に応じた中学校給食無償化の拡大について。

※本年 2 月 25 日、自民・公明・維新の 3 党は国会において、給食の無償化について、2026 年度にまずは小学校から開始し、中学校でもできる限り速やかに始めることで合意した。例えば、仮に小学校給食が無償化となり、さらに来年度も国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のように学校給食に充当することができる交付金があった場合、本市は現在の中学校給食 1 人あたり年間 20 食分の無償化を拡大すべきではないかと考えるが、本市の見解を聞く。

【答弁】

3. 国の動向に応じた中学校給食無償化の拡大につきまして、お答えいたします。

学校給食の無償化につきましては、少子化が進む中で、こどもを産み育てやすい環境づくりに向けて有効な取組みであり、市の重要な課題と認識しております。そのもとで、本市では、今年度、国の重点支援地方交付金を活用し、小学校給食では 1 学期分、中学校給食では 6 月から 10 月の間で 20 食分までの無償化を行っているところでございます。

しかしながら、学校給食の無償化を本格的に実施するには、小学校で約 2 億 5 700 万円と、中学校で約 1 億 5200 万円をあわせて、小中学校の全体で年間約 4 億 900 万円の財源が必要となり、経常的に多大な財源を要することから、財政的にも困難な状況となっております。

国におきましては、給食の無償化について、2026 年度にまずは小学校から開始し、中学校でもできる限り速やかに始めることで、議論されていることを承知しておりますが、現時点では、国の要綱などの具体的な内容は示されていない状況でございます。

ご質問の、仮に小学校給食が無償化となり、さらに来年度も国の物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金のように学校給食に充当することができる交付金があった場合、現在の中学校給食1人あたり20食分の無償化を拡大することにつきましては、検討が必要になるものと考えております。

本市教育委員会といたしましても、学校給食無償化に向けた、財源確保の手法等について、引き続き研究を進めるとともに、国の動向に注視しつつ、今後も国や大阪府へ要望を行ってまいります。

資料 6

4. 本市立小中学校における英語教育の推進について

- (1) 本市の英語教育について、現在、どのようなことに取り組んでいるのか
- (2) 今後の本市の英語教育の方向性についてどのように考えているのか
- (3) オンライン英会話を活用して個別に英会話力を育むサービスについて

【答弁】

4. 本市立小中学校における英語教育の推進についての（1）～（3）について順次お答えいたします。

まず、（1）についてですが、現在、本市立小学校には、7名の英語専科教員を配置しております、子どもたちに英語でのやりとりや発音に関する専門性の高い指導を行っております。また、本市立中学校では、オールイングリッシュによる授業展開やＩＣＴを活用した個別の英語コミュニケーション学習に取組む等しております。その他の取組みといたしましては、生徒が選んだテーマに基づいて英語で意見を述べたり主張したりする場である「TONDABAYASHI ENGLISH MEETING」を実施しております。また、国の研究委嘱を受け、一部の中学校で、大阪府が開発した英語学習ＷＥＢアプリを活用しており、生徒がアプリ上に打ち込んだ文章をAＩ機能が修正したり、生徒が実際に会話したものをAＩが自動採点したりするなどの学習コンテンツを活用することで、子どもたちの英語力向上の取組みに努めているところでございます。

次に、（2）についてお答えいたします。

まず、本市の英語教育における状況といたしましては、国が実施した令和6年度の英語教育実施状況調査において英語検定3級相当以上の生徒の割合が中学3年生で6割を超えており、年々上昇しております。そのような状況も踏まえ、今後の本市における英語教育につきましては、全国学力・学習状況調査の結果や英語教育実施状況調査の結果などの客観的な数値等も参考にしながら、小中学校英語担当教員を対象とした授業力向上のための研修を実施したり、市域における英

語指導方法改善について学習会や報告会を行ったりすることで、より実践的な場面で子どもたちが「生きた英語」を話すことができるための学習環境づくりや取組みを推進してまいりたいと考えております。

最後に、（3）についてお答えいたします。

議員ご提案のオンライン英会話を活用し、生徒一人ひとりの学習状況に合わせて英会話力を育むサービスにつきましては、G I G Aスクール構想による一人一台端末を活用し、ネイティブの英語に触れることができる点で有効であると認識しております。また、本市にあっては、現在、英語学習WEBアプリや音声学習教材等も含め、本市の子どもたちの英語力の育成について多くの取組みを進めておりますことから、議員ご提案のサービスを導入することにつきましても、英語教育施策の一つとして研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

資料 7

5. 足靴育（あしくついく）を学校教育に位置付けるために

（1）身体測定時の足計測導入を求めて

①現在の本市の小・中学校で実施している身体測定の項目と方法について

伺う

②大阪市立大江小学校で行っている足靴育の取り組みについて

【答弁】

5. 足靴育を学校教育に位置付けるためにの（1）①②について順次お答えいたします。

まず、（1）①についてお答えします。

現在、本市立学校における身体測定につきましては、学校保健安全法施行規則に基づいて行われる健康診断の検査項目の一つとして設定されており、年間3回程度、身長測定と体重測定の2項目を実施しております。また、その方法といたしましては、各学校で実施日を設定し、保健室や特別教室等において、養護教諭と学級担任等複数の教職員が身長計・体重計を用いて測定することが通例となっております。

次に、②についてお答えいたします。大江小学校における足靴育につきましては、土踏まずがないことで歩行や走行時の衝撃をうまく吸収できない偏平足や、足の指が地面につかず重心バランスが崩れて猫背の原因にもなる浮き指等の子どもの足に関わる課題を解消するための先進的な取り組みであると聞き及んでおります。また、課題解消に向けて、中学年の子どもたちの足型・足の大きさ・足周りの長さを測り、上靴サイズのチェックを行うとともに、偏平足や浮足の解消や予防として、1年間を通して改善運動メニューを実施されているとのことでございます。

本市教育委員会といたしましては、本市の子どもたちにも同様の課題を抱える状況があることも想定されますことから、まずは、学校現場に足靴育についてそ

の趣旨を周知してまいりますとともに、効果的な取り組み方について、学校現場の協力も得ながら検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

2. 認定こども園化計画について

- (1) 認定こども園の運営等の制度設計の進捗と公表スケジュールについて
- (2) ハード整備における運営方針との連動と整備計画のプロセスについて
- (3) 保育園のこども園化の判断理由と工事期間中の安全対策について

【答弁】

2. 認定こども園化計画についての（1）から（3）につきまして、順次お答えいたします。

まず（1）（2）については、関連しますので一括してお答えいたします。

令和10年4月の市立保育所6園の認定こども園化に向けましては、課題の整理とその対応を早急に進める必要があることから、「教育保育」「施設整備」「総務」の3分野に分類し、市役所内で横断的な担当制を構築しました。この体制のもと効果的・効率的に検討を進めるため、7月22日付けで幼保のあり方検討プロジェクト員を5人から増員し、現在総勢22名の体制で検討を進めています。

進捗状況としまして、まず、「教育保育部会」では幼稚園職員4名、保育所職員4名の計8名を中心に、教育保育の内容や開園までの人事交流や研修、運営管理などについて検討を進めています。また、他市への視察も行いながら、より良い運営体制の構築を目指しています。市立認定こども園の教育・保育内容につきましては、保護者が子どもの通園先を選択するタイミングを考慮し、令和9年度当初にはお知らせできるよう進めてまいります。「施設整備部会」では行政管理課・教育総務課の建築職員を中心に、認定こども園化に向けた施設の改修内容、安全安心な教育保育環境の整備、設計・工事のスケジュール、工事監理の期間や予算確保時期等について議論しており、令和10年4月の開園を目指し、遅くとも令和9年度中に工事を終えるため、令和8年度末までに設計を完了させるスケジュール感で検討を進めています。「総務部会」では機構等に関する事項や職員の勤務条件、人員体制、条例・規則等の例規整備について議論を開始しています。

議員ご指摘のとおり、認定こども園化に向けてニーズを反映した効果的なハンド整備を行うには、「教育保育部会」における検討内容を「施設整備部会」での検討に落とし込む必要がありますことから、各部会間の連携を密に行いながら施設整備を進めてまいりたいと考えております。その一環として7月には幼稚園・保育所に勤務する職員への認定こども園化に向けて検討が必要な事項調査を実施したほか、8月には職員向け説明会を開催しました。今後も現場を含めた各部会間の連携を密に行いながら、令和10年4月の開園を目指し、着実に準備を進めてまいります。

また、今後につきまして、まずは、パブリックコメントを実施した「認定こども園化計画」の骨子案や素案に対する貴重なご意見及びご意見に対する市の考え方を市ウェブサイトで公開するとともに、計画を成案としたうえで市民の皆さんにお知らせしてまいります。以降におきましても、各部会で進めているスケジュールや課題の整理等の具体的な検討状況について、市広報誌やウェブサイト等を通じて継続的に発信し、透明性の確保と理解促進に努めるとともに、保護者や職員への情報提供についても適切な内容とタイミングで実施し、市民の皆様とともに認定こども園化を進めてまいります。

最後に（3）について、お答えします。

市立保育所のこども園化につきましては、市立幼稚園児数の減少により、集団教育が成り立たなくなってきた現状を踏まえ、市全体の課題解決に向けて市立保育所6園の認定こども園化が適切であると判断しました。これは、保育所の利用ニーズの高さや施設面でメリットを有している点、また、各市立幼稚園を公平に扱う観点や、市立幼稚園を認定こども園化するには自園調理にかかる新たな施設設備の整備などが必要となることから、施設面や予算等を総合的に検討した結果、市立保育所6園を認定こども園化することが、効率的かつ幼児教育・保育の質を維持・向上させる最善策と判断し、今回の案に至っております。

工事期間中の安全対策につきましては、工事期間中も各保育園では通常の保育

運営を行うため、こどもたちの生活環境を確保することが最重要となります。そのため施設改修においては、園舎内外での安全確保や代替保育室の設置など各園と相談しながら計画してまいります。また、工事内容や期間、実施手法についても、各園と連携し、一日の大半を生活するこどもたちにとって安全な環境確保に努めながら、施設をリノベーションしてまいります。

2. 市立幼稚園保育園の今後のあり方について

(1) 市立幼稚園については、10人ルールを最後までクリアした園については、10人を下回っても1園は残すことを求めますが、見解をお聞きします。また、市立保育園については、全ての園をこども園化の方針が示されているが、保育園についても1園を残すことを求めますが、見解をお聞きします。

【答弁】

ご質問の2. 市立幼稚園保育園の今後のあり方についての(1)についてお答えいたします。

本市では、こどもたちの健やかな成長のため、集団の確保は何より重要と考え、令和7年2月に「富田林市立幼稚園の今後の方針について」を策定しました。その中で、今後、多くの市立幼稚園において休園が見込まれる中、こどもたちの最善の利益という観点で、将来にわたって公による幼児教育を受けることができる環境の確保が必要であること、また、市立幼稚園において2年続けて3歳の新入園児が10人未満となった場合に、翌年以降の園児募集を停止することを明記しました。

この方針のもと、仮に市立幼稚園全園において募集停止となる場合にも対応できるよう、必要な受け入れ枠として各年齢60人程度を確保するために、市立保育所6園をすべて市立認定こども園へ移行し、各園において1号認定の3~5歳児の受け入れ枠を各年齢で10人程度確保すること、また、市立施設の果たす役割として、こどもたちのセーフティネット機能をより身近な地域で提供できるよう、市立保育所6園を令和10年4月からすべて認定こども園へ移行する富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】の策定を目指しています。

議員ご要望の、10人ルールを最後までクリアした市立幼稚園については10人を下回っても1園は残すことにつきましては、これまで休園に至った園や、今

後、残念ながら休園に至る園がある中にあって、すべての市立幼稚園を公平に扱う観点からも難しいと考えております。なお、市立幼稚園における園児の集団確保の観点で2年続けて新入園児が10人を下回らない限り市立幼稚園は存続いたします。

また、市立保育所1園を存続することにつきましても、仮に市立幼稚園全園において募集停止となる場合において、必要となる受け入れ枠の確保が困難になることから難しいと考えております。

資料 10

1. 市民がスポーツを親しみ楽しめる環境整備について

- (1) 今年3月議会で市長が「施政方針」でも述べられた「スポーツ推進計画」の策定について進捗状況を聞く。
- (2) 市民総合体育館のエアコン設置の進捗状況も聞く。
- (3) バスケットコートとスケボーパークの設置要望を市民から聞いているが、市のスポーツ施設の稼働率を踏まえ、施設の設置に向けた市の見解を聞く。

【答弁】

1. 市民がスポーツを親しみ楽しめる環境整備について（1）から（3）について

まして、順次お答えいたします。

はじめに（1）についてですが、本市においては、これまでも様々なスポーツ振興施策に積極的に取り組んでいるところですが、昨今のスポーツの多様化やライフスタイルの変化などに伴い、市民のニーズも変化してきている状況であり、改めて市民のスポーツを取り巻く現状を把握するとともに、国及び府のそれぞれの「スポーツ基本計画」を参照しながら、本市のスポーツに関する課題や問題点を分析し、本市の実情に即した基本方針や、具体的な方策を示すため、令和8年3月を目途に富田林市スポーツ推進計画の策定に取り組んでいるところでございます。

本計画策定にあたり、市民やスポーツ関係団体の状況やニーズ等を把握し、本計画に反映させるため、昨年12月に「スポーツ推進について市長・教育長と話そう」を開催し、さらには、1月10日から2月28日までの期間で市民アンケート調査を行いました。市民アンケート調査による結果の特徴といたしましては、子どもの体力低下とスポーツ離れ、多忙な働き盛り世代・子育て世代に向けた取組、パラスポーツを通じた共生社会実現に向けた取組、スポーツを支える担い手の確保、スポーツ環境の充実、情報発信の提供といった課題が特徴として表れております。

また、さまざまな分野から多角的な視点により計画の策定等を検討するため、富田林市スポーツ推進計画策定委員会を設置し、これまで3回開催してきた中で、富田林市スポーツ推進計画（骨子案）を作成しました。

今後につきましては、スポーツ関係団体との懇談会や、引き続き策定委員会において検討を重ねた後、パブリックコメントなどを実施し、令和8年3月の策定に向けて取り組んでまいります。

次に（2）についてですが、現在、市民総合体育館には、卓球場、トレーニング場、柔道場等に空調設備が設置されておりますが、主競技場にはスポットエアコンのみで空調設備は設置されていません。室内とはいえ主競技場においても、スポーツをするうえで熱中症等のリスクが懸念され、利用する上で安全性を確保することが求められています。また、市民総合体育館は災害時の指定避難所でもあり、主競技場が支援物資の集積スペースとなることから、温度変化による食料品等の劣化を防ぐことも求められており、空調設備を設置するものであります。

空調設備工事につきましては、本年11月から令和8年3月までを現場での工事期間として予定しており、その間、主競技場のみ利用できなくなるため、すでに広報誌や市ウェブサイト等で周知しております。

今後につきましては、工事受注者と調整しながら主競技場が、1日でも早く快適に利用できるように努めてまいります。

最後に（3）についてですが、ご質問のバスケットコートについては、公園など気軽に練習できるような場所に設置するには安全面の課題もあるため設置しておりませんが、市民総合体育館や、学校開放事業として、各小学校の体育館のバスケットコートを利用することで、競技を行うことが可能ですので、一定の環境は整っていると考えております。

次にスケートボードについては、近年、人気のあるスポーツであり、練習のできる施設の整備を求める声があると認識しております。しかしながら、厳しい財政状況の中で、新たな施設整備や既存の施設を用途転換するなどの検討が必要と

なります。さらに、スケートボードは騒音などの課題もあり、施設を整備する場所を非常に考慮しなければならないと考えております。

総合スポーツ公園を含む本市が所有するスポーツ施設については、野球場など稼働率の高い施設がある一方で、利用者数や稼働率の低い施設もあり、競技の種類や施設の場所によっても、ばらつきがある状況です。

今後は、市民の皆さまのご意見やニーズなどを踏まえ、近隣市の設置及び稼働状況、民間事業者の展開などを注視しながら、施設の整備方法や財源等について調査研究してまいります。

4. 認定こども園計画について

(1) 公立幼稚園・公立保育所の職員について

- ①現在の公立幼稚園と公立保育所の正規職員とそれ以外の職員で保育教諭の割合をそれぞれについて聞く。
- ②この計画によって、給与体系や労働時間が大きく変わる為、労使合意が必要と考えますが、市の見解を聞く。

(2) 市立保育園 6 園をすべて認定こども園化することについて

- ①保護者と市民への説明会やワーキングチーム等で出された意見を踏まえ、現時点での課題や問題点をお聞かせください。また、幼児教育保育を構築するうえで、しっかりととした実践や検討をしていくためには一定の期間が必要だと考えますが、市の見解を聞く。

- ②公立保育園は児童福祉法第 24 条一項「保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない」という公的な保育の責任が市にあることが明記されています。6 園で 3 歳児クラスから 5 歳児クラス各 10 人づつ計 180 人の保育の定員を縮小することは、公的保育の縮小につながり、「こどもまんなか社会」とはかけ離れた計画で、許されないと考えますが、市の見解を聞く。

(3) これまでの経過から、何を教訓にし、改善して進めているのか

- ①以前の取り組みで、市民の理解が得られませんでしたが、今回の進め方について、短期間で市の計画を市民に周知し理解を得られるとは思えません。市の見解を聞く。

- ②個別再配置計画と、認定こども園計画とで市民の要望はどのような変化があると受け止めているのかお聞かせください。また、その意見を市の計画に反映する考えはあるのか聞く。

【答弁】

4. 認定こども園計画についての（1）から（3）につきまして、順次、お答えいたします。

まず（1）①について、お答えいたします。

市立幼稚園について、令和7年5月1日現在の調査結果では、正規職員32人中29人、会計年度任用職員17人中16人が両方の免許・資格を有しています。次に、市立保育所については、採用時点の状況として、正規職員86人中81人、会計年度任用職員89人中71人が両方の免許・資格を有していることを確認しています。なお、市立保育所職員の資格状況については、最新の状況を把握するため、今後、改めて職員への調査を予定しております。

次に②について、お答えいたします。

この計画に伴う勤務条件の変更を行う際には、労働基準法や関連法規を遵守するとともに、労使合意に向けて努力してまいります。

次に（2）①について、お答えいたします。

これまで保護者や地域の皆さん、職員から貴重なご意見を多数いただきております。検討を進める中で、「幼児教育・保育内容をどのように構築するのか」、「現在の市立保育所6園の整備をどの範囲まで行うべきか」、「市立幼稚園・保育所職員が抱える不安をどのように解消するか」などが大きな課題であると考えます。

これらの課題を整理し、対応を早急に進めるため、「教育保育」「施設整備」「総務」の3分野に分類し、市役所内で横断的な担当制を構築しました。この体制のもと効果的・効率的に検討を進めるため、7月22日付けて幼保のあり方検討プロジェクト員を5人から増員し、現在総勢22名の体制で検討を進めています。そのなかで、教育保育部会では、現場の意見を踏まえつつ議論を行うとともに、他市の事例も視察しながら、人事交流や研修、運営管理などについても検討を開始しています。本市としましては、3つの部会を中心に、より良い運営体制等を構築し、保護者や地域の方々等の期待に応える市立認定こども園となるよう努めてまいります。

次に②について、お答えいたします。

児童福祉法第24条の第一項の規定において、保育所という種別が示されていますが、市立保育所に限定したものではないと解釈しております。加えて、同条第二項には、保育所のほか「認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。」と規定されていることから、公民を問わず、保育ニーズに対応した保育の受け皿を確保することが必要であると考えます。

本市としては、「公的保育の責務」は認識した上で、今回の市立保育所の認定こども園化に伴う定員縮小については、保育の受け皿が不足する事がないよう、民間保育施設も含めて適切な対応に努めてまいります。

続きまして（3）①についてお答えいたします。

認定こども園化計画につきましては、令和7年5月から骨子案をお示しし、関係機関への情報提供を行うとともに、市立幼稚園・保育所の保護者説明を通じて周知活動を開始しました。また、7月に市広報誌やウェブサイトにて骨子案を広くお知らせしました。その後、骨子案を具体化した素案を作成し、8月の市広報誌やウェブサイトにおいて素案の内容及びパブリックコメントの実施、市民説明会の開催について周知を進めました。

計画の策定につきましては、これまでの説明会やパブリックコメント、議会で頂いたご意見を参考に、市立幼稚園の新年度入園申込みが始まる10月中頃までには策定したいと考えております。また、市広報誌やウェブサイトを通じて進捗状況等を継続的に発信し、市民の皆様とともに市立認定こども園化を進めてまいります。

最後に、②についてお答えいたします。

これまで市民の皆様からいただいたご意見については真摯に受け止めています。前回の個別施設再配置計画（素案）におきましては、再配置する具体園をお示したこともあり、廃止となる市立幼稚園の保護者や地域の方から非常に厳しい反

対のご意見や、市立幼稚園の存続を求める署名が1万8千489筆提出されるなど、多くの方々から強い関心が寄せられました。

一方、今回の認定こども園化計画（素案）では、前回と比べまして反対のご意見は減少し、市立認定こども園化に向けての中身について深いご意見をいただいております。本市としましては、説明会やパブリックコメントで寄せられた声を十分に検討しながら、市民の皆様のご期待に応えるものとなるよう努めてまいります。

資料 1 2

3. 市立保育所の認定こども園化における需要予測について。

- (1) 現在の0歳児や市立幼稚園の在園児の保護者等へのアンケートによる需要の把握等を行わず、全ての市立保育所を認定こども園化する方針を示したが、市立認定こども園化後の在園児数について、市はどのような予測を立てているのか。また、その根拠についても示されたい。
- (2) アンケートによってニーズを把握するとともに、人口動態等を加味するなど客観的な根拠のもと、認定こども園化する市立保育所を選定する方が、整備費用を抑えられ、適正な配置によって市民の納得感を得られるとともに、持続可能性も高まると考えるが、市の見解を求める。
- (3) このまま市立保育所全園を認定こども園化した場合、利用者が少なく空き枠が生じる園が出る可能性がある一方、希望者が集中する園では抽選や利用調整が必要になる可能性がある。結果的に「不公平だ」という市民の不満を招くことになりかねないと考えるが、このようなリスクをどのように回避するつもりなのか、市の見解を求める。
- (4) 現在の0歳児や市立幼稚園の在園児の保護者等へのアンケートによる需要の把握の実施を改めて求めるが、市の見解を求める。

【答弁】

ご質問の3. 市立保育所の認定こども園化における需要予測についての（1）から（4）について、順次お答えいたします。

まず（1）について、お答えいたします。

市立認定こども園化後の在園児数の予測は非常に難しいと考えますが、市立保育所における入所枠を各園縮小することから、保育所枠の児童数は予定の認可定員と概ね同数を予測しています。

一方、幼稚園枠の児童数につきましては、最短で募集停止となる園の数により変わると考えますが、仮に市立幼稚園全園において募集停止となるような場合に

も対応できるよう設定する必要がありますことから、予測人数ではなく直近3年間における市立幼稚園の園児数減少の推移等を根拠に枠を設定したところです。

あわせて、市立幼稚園を希望される保護者で、就労等の保育要件を満たす方につきましては、保育所枠をご希望されることも考えられます。

入園の利用調整は、各年齢最大の受け入れ枠の範囲内で、幼稚園枠、保育所枠の両方の希望者ができるだけ入園できるよう調整することから、全体の在園児数は概ね予定の認可定数に近くなると考えております。

次に（2）について、お答えいたします。

アンケートにつきましては、市立認定こども園や市立幼稚園への通園意向や、その可能性を予測するにあたり有効な手法の一つと考えますが、本市としましては、仮に市立幼稚園全園において募集停止となるような場合にも対応できるよう、まずは、令和10年4月からの受け入れ枠確保を最優先に進める考えです。

次に（3）について、お答えいたします。

認定こども園における利用調整につきましては、保育所枠と幼稚園枠を分けて考える必要がございます。保育所枠につきましては、保育を必要とする要件度の高い児童から入園が決まることから、保護者は複数園を希望されることが多く、民間を含む他園を希望されている方も市立認定こども園を希望することが考えられます。また、幼稚園枠につきましては、保育所枠と幼稚園枠の両方で予定枠を超える状況では抽選となります。

これら、それぞれの利用調整により、各年齢における最大の受け入れ枠の範囲内で入園を決めることで、各園に極端な園児数の偏りがないよう、また、なるべく近くで空きのある市立認定こども園をご紹介するなどの調整をすることで保護者のご理解を得てまいりたいと考えております。

最後に（4）について、お答えいたします。

アンケートにつきましては、先ほどの答弁にもございましたが、需要把握の有効な手法の一つと考えますが、本市としましては、仮に市立幼稚園全園において

募集停止となるような場合にも対応できるよう、まずは、令和10年4月からの受け入れ枠確保を最優先に進める考えから、今のところ、アンケート調査を実施する予定はございません。

4. 公共施設の統廃合について。

(3) 市立幼稚園、並びに市立認定こども園の統廃合について。

①市立幼稚園については、いわゆる10人ルールを基本としつつ、先が見えている面もあるため、1年ごとに「無くなるのか、存続するのか」不安定な立場に立たせるのでは無く、積極的な統廃合の方向に舵を切ってはどうか。

②市立認定こども園は、どのような状況になれば6園から4園への統廃合を検討するのか、基準を示されたい。

③仮称「富田林市教育・保育施設中長期ビジョン」の策定を改めて求めるが、市の見解を示されたい。

【答弁】

ご質問の4. 公共施設の統廃合についての(3)①から③について、順次お答えいたします。

まず①について、お答えいたします。

市立幼稚園の再配置につきましては、平成30年8月に「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針(素案)」において市立幼稚園を6園に再配置する方向性を示しましたが、ゼロベースで見直すことになりました。また、令和5年5月に「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針の個別施設再配置計画(素案)」において方向性を示し、令和5年6月に市議会に条例改正案を上程しましたが、採択には至りませんでした。

その際、両方の素案に対しまして、幼稚園の保護者や地域の方から非常に厳しい反対のご意見をいただきました。また、平成30年度には廃園に反対する請願書や、市立幼稚園の廃園反対の署名1万8千649筆が提出され、令和5年度には市立幼稚園の存続を求める署名が1万8千489筆提出されました。

これらの経緯も十分に考慮しつつ、こどもたちの最善の利益のため第一に優先

すべきは集団による幼稚教育を受けられることであるという考え方のもと、令和7年2月に「富田林市立幼稚園の今後の方針について」を策定しました。この方針下において公による幼児教育を受ける環境を確保するために、このたびお示ししました「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】」を進める考えでございます。

次に②について、お答えいたします。

本市における出生数の推移は重要であると考えます。そのなかで、社会情勢の変化や民間を含む本市全体の教育・保育の需給バランスを考慮しながら見極める必要があると考えております。

最後に③について、お答えいたします。

本市では、令和7年2月に「富田林市立幼稚園の今後の方針について」を策定し、そしてこのたび、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)」をお示しし、その策定を進めているところでございます。

まずは、令和10年4月から市立保育所6園の認定こども園化を最優先に考えておりますが、今後、さらなる出生数の減少等に伴い、より多くの市立施設を集約する可能性も想定しながら、既存の方針の改定や、新たな計画策定等を含めて今後の見通しについては、慎重に検討してまいります。

資料 1 4

1. 富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)

について

(1) 富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)

の概要を聞く（特に 6. 幼児教育・保育内容の充実等についてと、7. 認定こども園化の流れについて）

(2) 大阪府全体及び近隣市（河内長野市、大阪狭山市、羽曳野市）の市立幼稚園の現状について

(3) 認定こども園のタイプ（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）

について、概要と本市の今後の方針を聞く

(4) 前回（令和5年5月）の富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【個別施設再配置計画】と今回（令和7年8月）の【認定こども園化計画】における説明会の参加人数及び開催状況について

(5) 説明会での市民の意見や反応について、前回と今回で大きな違いはあったのか、また、今回頂いた意見を市ウェブサイト等で公開し、広く周知してはどうかと考えるが、市の見解を聞く

(6) 保育所や幼稚園で勤務する職員の意見も重要であるが、職員向け説明会は開催しているのか。職員の意見をどのように集約し反映するのか。

(7) こども園化計画の策定時期及び今後の流れについて確認する

【答弁】

1. 富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)についての（1）から（7）につきまして、順次お答えいたします。

まず（1）について、お答えいたします。

今回お示ししております富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(素案)は8つの大項目で構成しており、1は策定の趣旨、2は関連する方針、3は本市の人口及び出生数、4は幼稚園・保育所の現状、5は市立

認定こども園の基本的な考え方、6は幼児教育・保育内容の充実等、7は認定こども園化の流れ、8は最後にをそれぞれお示しております。この中で「6. 幼児教育・保育内容の充実等」では、9つの内容を記載しております。1つめは、こどもたちにとって適切な集団として概ね1クラス20人とすること。2つめは、これまで市立幼稚園・保育所それぞれが培ってきたノウハウを融合して市立認定こども園で新たな幼児教育・保育内容を構築するために関係職員によるワーキングチーム等を設置してソフト・ハード両面から検討すること。3つめは、違いや多様性が尊重されるインクルーシブな教育・保育を推進すること。4つめは、小学校との連携をより強化し、架け橋期の円滑な接続をめざすこと。5つめは、乳幼児の成長に合わせた安全安心な食事を提供すること。6つめは、既存の市立保育所をリノベーションし、新しい環境でよりよい幼児教育・保育を提供するために整備すること。7つめは、いずれの市立認定こども園からも遠方となる地域から無料の通園バスを運行し希望する1・2号児を送迎すること。8つめは、保護者の方の関わりについて他市の事例等も参考にしながら検討を進めること。9つめは、職員の勤務体制や待遇等について様々な検討を行うことでございます。

また、「7. 認定こども園化の流れ」では、令和10年度から市立認定こども園が開園することや、募集停止とならない市立幼稚園は継続すること、市立幼稚園が募集停止に至る場合の流れ等について図表を用いて一体的にお示しております。

次に（2）について、お答えいたします。

大阪市、堺市、各町村を除く31市の市立幼稚園数は、令和7年度当初で合計93園です。そのうち本市は10園を占めており、近隣市である、河内長野市の0園、大阪狭山市の3園、羽曳野市の7園と比較しても多い状況です。各市によって経緯や現状は異なりますが、大阪府内の多くの市におきまして、市立幼稚園は減少傾向にあり、また、市立私立問わず認定こども園化されている状況でございます。

次に（3）について、お答えいたします。

認定こども園のタイプとして、幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を一体的に提供する施設となります。幼稚園型認定こども園は、幼稚園に保育所機能を付加した施設となります。保育所型認定こども園は、保育所に幼稚園の幼児教育機能を付加した施設となります。地方裁量型認定こども園は、幼稚園や保育所がない地域の教育・保育施設として自治体の判断により設置された独自タイプの認定こども園となります。

本市では、幼保連携型認定こども園を基本としますが、富田林保育園は既存施設の園庭の面積基準により、保育所型認定こども園を予定しています。いずれのタイプも、市立の幼児教育・保育の質を保障する観点から、運営内容などに違いはございません。

次に（4）について、お答えいたします。

令和5年5月にお示しました、富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【個別施設再配置計画】（素案）に関する説明会では、市立幼稚園関係で延べ16回588人、市立保育所関係で6回13人、市民向け説明会で3回115人、合計延べ25回の説明会で716人の保護者や地域の方が参加されました。

一方、今回の【認定こども園化計画】（素案）に関する説明会では、市立幼稚園で10回82人、市立保育所で6回11人、市民向け説明会で2回31人、合計18回の説明会で124人の保護者や地域の方が参加されました。

なお、説明会の回数の違いにつきましては、前回の個別施設再配置計画（素案）の市立幼稚園における説明会で、保護者や地域の方のご要望で複数回実施した園がありましたので回数が多くなっています。

次に、（5）についてお答えいたします。

前回と今回の説明会を比較しますと、前回は再配置する具体園をお示したこともあります、廃止となる市立幼稚園の保護者や地域の方から非常に厳しい反対のご意見や、市立幼稚園の存続を求める署名が1万8千489筆提出されるなど多く

の方々から強い関心が寄せられました。

一方、今回の説明会では、前回と比べて参加者は減少しましたが、市立認定こども園化に向けての不安や今後の具体的な中身について多くのご意見をいただきました。いただいたご意見等につきましては、丁寧に回答するよう努め、市民の皆様に一定のご理解をいただけたのではないかと考えております。

また、骨子案・素案それぞれの説明会でいただいたご意見及び回答は、個人が特定されないように配慮しながら、発言の趣旨を損なわないよう要約したうえで、市ウェブサイトにおいて公開し、広く周知に努めてまいります。

次に、（6）についてお答えいたします。

職員向け説明会につきましては、8月19日に市立保育所の職員向け説明会を開催し、正規職員や会計年度任用職員、職種を問わず73人が参加しました。また、市立幼稚園の職員向け説明会を8月20日と28日に開催し、こちらも正規職員や会計年度任用職員、職種を問わず2日間で53人の参加がございました。

職員説明会では、いずれの職員も「市立認定こども園に移行することで、現在の幼稚園、保育所における教育・保育や職員の待遇がどの様に変わらるのか不安」などの意見がございました。また、現場で働く職員の意見を広く収集し検討課題を整理するため、本年7月に「認定こども園化に向けて検討が必要な事項」をテーマに広く意見を募集し、7月に設置しましたワーキングチームの「教育保育部会」において集約し、今後課題の解決に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、（7）についてお答えいたします。

市立認定こども園化計画の策定につきましては、これまでの説明会やパブリックコメント、議会からのご意見を参考に検討を進めます。

策定時期は、市立幼稚園の新年度入園申込みが10月中頃から始まりますので、出来るだけ早い時期に策定できるよう努めるとともに、広く市民へ周知してまいりたいと考えております。また、今後の流れとしまして、施設整備については、令和10年4月の開園を目指し、遅くとも令和9年度中に工事を終えるため、令

和8年度末までに設計を完了させるスケジュール感で検討を進めています。認定こども園の教育・保育内容につきましては、保護者が子どもの通園先を選択するタイミングを考慮し、令和9年度当初にはお知らせできるよう進めてまいります。